

越 監 公 表 第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和8年（2026年）1月6日付け越監第136-1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年3月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 大 助

越谷市監査委員 野 口 高 明

監査の結果に係る措置について

行財政部

【指摘事項】

<財産管理>

(1) 普通財産の貸付事務において、規則で定められた書面の提出を受けておらず、所要の手続がとられていないものがあった。

普通財産の貸付に関する事務については、越谷市財産規則により手続が定められている。

当該事務について確認したところ、市が所有するマンション集会室について、公有財産借用申出書の提出を受けておらず、適否の通知もせずに貸付が行われていたものである。
(公共施設マネジメント推進課)

【措置等の内容】

本件については、地域コミュニティの醸成に寄与すべく地元自治会へ無償貸付を行うため、開発者が一定規模の開発を行う場合に集会所又は集会室を設置して市に寄附するよう従前指導し、寄附を受けたものです。しかしながら、本件は貸付先となる自治会が設立されず、定められた手続が取られない状態が継続していました。

今般、関連する条例の整備を図り、貸付契約に係る所要の手続きを行いました。

今後、財産の貸付については、越谷市財産規則に基づき適正な措置を行ってまいります。